

横須賀市新市立病院建設工事 総合評価一般競争入札

技術提案資料作成要領

1 技術提案資料作成について

- (1) 技術提案資料は、特定建設工事共同企業体の代表構成員が自ら作成すること。違反事実が判明した場合は、当該資料を無効とし、資料の提出がなかったものとする。
- (2) 技術提案資料の提出日、提出方法、質問及び回答方法は、入札説明書による。
- (3) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 提出された技術提案資料は返却しない

2 技術提案書（様式 15-1 号～様式 15-4 号）について

- (1) 技術提案書の右肩に「入札参加資格確認通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- (2) 技術提案書の作成に当たっては、公平性を保つため入札参加者を特定できる記述（自社の名称、自社が請負った工事が容易に特定できる内容等）をしないこと。
- (3) 技術提案書の記載方法は下記とする。
 - ・提案書は技術提案を求める項目の「評価項目」(A)～(D)を対象に記載すること。
 - ・1つの評価項目につきA3版片面1枚とする。
 - ・文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
 - ・レイアウト、着色は自由とする。
 - ・文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図を使用しても良い。※提出書類の電子データ（PDF形式）を保存したCDを1枚提出すること。
- (4) 技術提案書の提出方法
提出部数は20部とする。
 - ・1部は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。
 - ・19部は、1部毎に左肩1箇所をホチキスで留めること。
 - ・技術提案書は、折らずに提出すること。
- (5) 技術提案書における評価基準は「落札者決定基準」のとおりとする。
- (6) 入札参加者は、自ら作成した技術提案資料等の記載内容を他の入札参加者に漏らしてはならない。これに違反し、当該資料の記載内容が他の入札参加者の提出した技術提案資料等に記載されていることが判明した場合、当該資料を無効とし、資料の提出がなかったものとする。
- (7) 技術提案をを求める項目に欠落がある場合、または一つでも未記載がある場合は評価の対象とせず、その者が提出した入札書は無効とする。

(8) 技術提案書の提出に係わる留意事項については、以下ア～カのとおりとする。

ア 技術提案書は、提出後の当該資料内容の変更、差し替え、再提出は認めないものとする。

イ 技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

ウ 技術提案書の著作権は、当該資料提出者に帰属する。ただし、落札者の決定に係る公表その他、横須賀市が本事業に関して必要と認めるとき、横須賀市は技術提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、本入札実施に関する報告等のため必要な場合は、当該提案書提出者の承諾を得ず使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった提案書については、落札者の決定に係る公表あるいは報告等の目的以外には当該資料提出者に無断で使用しない。

エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った当該資料提出者が負うものとする。

オ 本工事等を請け負った場合、提案事項に関し、品質等に係る試験及び資料作成は、受注者が行うものとする。また、その費用は受注者が負担するものとする。

3 VE提案一覧表（様式第16号）について

(1) VE提案一覧表の右肩に「入札参加資格確認通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。

(2) VE提案書の提案番号順に区分、提案内容、直接工事費、諸経費、コスト縮減効果額（単位：千円）を記入する。提案に対して、発注者に伝えるべき注意する点等がある場合は備考欄に記入する。

(3) VE提案一覧表の提出方法

提出部数は20部とする。

・20部はバラで提出すること。

4 VE提案書（様式第17号）について

(1) VE提案書の右肩に「ページ数／全ページ数」及び「入札参加資格確認通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。

(2) VE提案書の作成に当たっては、公平性を保つため入札参加者を特定できる記述（自社の名称、自社が請負った工事が容易に特定できる内容等）をしないこと。

(3) VE提案書の記載方法は下記とする。

・1つのVE提案につきA3版片面1枚とする。

・文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

・レイアウト、着色は自由とする。

・文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図を使用しても良い。

※提出書類の電子データ（PDF形式）を保存したCDを1枚提出すること。

(4) VE提案の提出方法

提出部数は20部とする。

- ・1部は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。
- ・19部は、1部毎に左肩1箇所をホチキスで留めること。
- ・VE提案書の右肩に「ページ数／全ページ数」を記載すること。
- ・VE提案書は、折らずに提出すること。

(5) VE提案の内容に係わる留意事項については以下ア～カのとおりとする。

ア 予定される効果額は直接工事費が500万円以上の項目とし、最大10件以内とすること。

イ 提案がない場合には「VE提案なし」として提出すること。

ウ 施工方法に関する提案を広く求める。

エ 医療機能に直接関連する提案は認めない。

オ 竣工予定時期（令和7年3月14日）が遅れるおそれのある提案は認めない。

カ 予定される効果額を示すこと。

キ VE提案において、採否が段階的に判断される提案は、1つのVE提案としてまとめ、VE提案一覧表に記載するコスト削減効果額は最大額を記入すること。また、VE提案書の具体的な考え方の欄に、採用段階毎のコスト削減効果額を記載すること。

(6) VE提案の範囲

ア VEの考え方

次に該当するものはVE提案の対象とすることができない。また、病院ヒアリングにおいて決定した事項などについては、採用しない場合がある。

- ① 要求水準書及び添付資料に示す機能・性能・品質が低下するもの
- ② 配置計画・平面計画に大幅な変更により病院関係者のヒアリングが必要となるもの
- ③ 設備計画に大幅な変更を伴うもの
- ④ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの
- ⑤ 工事中の騒音・振動の増加が予想されるもの
- ⑥ 環境負荷の増大が予想されるもの
- ⑦ 防災性・安全性が低下するもの
- ⑧ 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加が予想されるもの
- ⑨ 医療機能に直接関連すると予想されるもの
- ⑩ VE提案の採用により、技術提案が成立しなくなるもの
- ⑪ 本工事範囲から別途発注工事への工事範囲変更や収支計画を含む事業全体のコストが低減にならないものや来院者の負担増となるもの（例：ES事業、駐車場運営事業者への駐車場整備工事の別途発注、備品業者への内装工事別途発注、敷地内の院内薬局整備等）
- ⑫ 法令等に抵触するおそれのあるもの

⑬ その他適正な履行がなされないおそれのあるもの

イ 具体的な考え方

① 配置計画にかかわるもの

- ・土地利用、建物配置計画は原則として変更できない。

② 面積・高さにかかわるもの

- ・延べ面積は要求水準書及び添付資料に示す数値を基準として、減は原則として認めない。
- ・建築物の高さ、最高高さは要求水準書及び添付資料に示す高さ程度として、日影規制等の法的規制内とする。

③ 平面計画にかかわるもの

- ・諸室のゾーニングは原則として変更できない。
- ・諸室の面積は要求水準書及び添付資料で示す程度とするが、柱の形状や寸法の変更等に伴う微修正は可能とする。
- ・諸室の室数、特記事項は要求水準書の諸室リストに記載のとおりとし、原則として変更できない。

④ 構造計画にかかわるもの

- ・要求水準書及び添付資料に示す耐震安全性の目標を遵守すること。
- ・病院本棟の免震構造は変更できない。

⑤ 設備計画にかかわるもの

- ・要求水準書及び添付資料に示された各設備条件（機能、性能、品質）を下回らないこと。